

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0697

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	4,500 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所駐車場代 1		
備考	事務所駐車場代 1		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

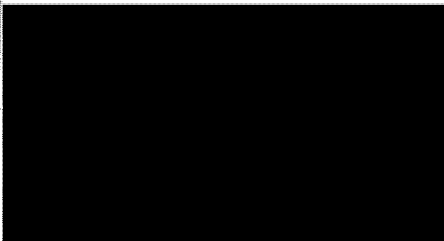


埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 *****
取扱店 56510	お取引日 07-04-25	時刻 10:05
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥5,000	手数料 ¥110
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 円 円		認証 電信

お振込明細またはご案内

お受取人



登録番号 0003

カキヌマタカツセイムカットウケムクヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 250001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

2 甲及
一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条

2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
はなと

(禁止
第5条

てはな
2 乙は
3 乙は
一 部
二 部

(乙の
第6条

(契約
第7条

場合
2 前項
において
3 乙は
4 本項
損害を

宅地建物 取引業者	商号(名称)	例TLC 行田中央店	代表者	北川・直樹
	事務所所在地・TEL	埼玉県行田市忍2-18-32	048-553-3030	
	免許証番号	埼玉県知事(9)第11602号		
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号		
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店(例TLC)		

※印は実印

駐車場使用契約書

★ 契約期間 は満ちていますが
自動更新 になっていいます。

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴彦 (以下「乙」)
不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2	
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所 []

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	
---------	-----------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的条件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円

支払期限: 契約時一括支払い

支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名 []
	2. 振込	預金: [] 口座番号: [] 口座名義人: [] 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先: []

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 []
	住所 []

管理業者	商号又は名称
	所在地・TEL
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 号
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0698

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	10,000 円
項目	事務所費	充当額	9,000 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所駐車場代 2		
備考	事務所駐車場代 2		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*** ****
取扱店	お取引日	時刻
56510	07-04-25	10:06
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥10,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		印紙税 (印) (証)

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

登録番号 0004

カキヌマタカツセイムカット ユウ ムツヨ様

ご依頼人

電話番号

取扱番号 250001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場使用契約書

※契約期間は
過ぎていますが
自動更新になって
います

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする貸地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]

[REDACTED]

貸主 署名

借主 署名

柿沼貴志

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0699

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	8,030 円
項目	事務所費	充当額	7,227 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代として令和 7 年 4 月分		
備考	駐車場代 ￥7,700 振込手数料 ￥330		

支払証明書あり

理由
振込のため領収書なし

駐 車 場 使 用 契 約 書

〔物件の表示〕

名 称	グリーンパーキング	管理番号
所 在 地	埼玉県春日部市一ノ瀬一丁目490-2	
賃 借 人	柴 寛美	

〔賃料および支払方法等〕

賃 料	月額 7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金	円	
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)	札 金	円	
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)		(うち消費税 円)	
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更 新	☒ 可 ☐ 不可	
雑 費	月額 円(うち消費税 円)	更新手数料	新賃料の 1 か月分 (別途消費税)	
契約期間	令和5年06月02日 から 令和7年06月01日まで			
支払方法	☐ 持参 ☒ 振込 ☐ 口座振替			
振込先				

〔契約車輛および任意保険〕

車 名		保険会社名	
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

〔その他〕

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 5 年 5 月 26 日

賃貸人(甲) 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名: 貸主代理人(株)サハウジング 代表取締役 金子勝博

電話: 048-739-1235

賃借人(乙) 住所:

氏名: 柴 寛美 電話:

勤務先: 埼玉県 住所: 埼玉県上野市南和区高砂3-15-1

緊急連絡先

住所:

氏名: 印 電話:

極度額:

仲介人

免許番号: 埼玉県知事(2)第22757号

主たる事務所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

商号又は名称: 株式会社サンハウジング

代表者: 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士: 登録番号:

事務所名: 株式会社サンハウジング 電話: 048-739-1235

所在地: 埼玉県春日部市大場1057番地1

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0700

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	80,000 円
項目	事務所費	充当額	64,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	5 月分事務所賃借料		
備考			

支払証明書あり

理由

建物質貸借契約書（事業用）

（この図は、東京府立第一高等学校の図）

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0701

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	770 円
項目	事務所費	充当額	616 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	5 月分事務所賃借料振込手数料		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*** ****	
取扱店	お取引日	時刻	
38042	07-04-25	14:36	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥770	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		↓ C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬 貨) 円	
万円 千円 千円			
お振込明細またはご案内			
お受取人			
登録番号 0001			
サイタマケンキ"カイキ"イソ ナカヤツキ ヲ様			
ご依頼人			
電話番号 048-541-8110			
取扱番号 400118			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 *****			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0702

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	50,000 円
項目	事務所費	充当額	40,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	政務事務所 家賃 5 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0702

(2/2)



200円

領収書

領収日 2025-04-25

領収書番号 REC-0000000094*

登録番号 T5030001108388

関根信明 様

日本ダイレクトメディア株式会社
高橋 満広
331-0823
埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進

件名 2025年5月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

摘要	数量	単価	明細金額
2025年5月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)	1	50,000	50,000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0703

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	174,960 円
項目	事務所費	充当額	139,968 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所賃借料 4 月～6 月支払い分		
備考	① 2025 年 5 月 26 日、6 月 26 日 ②月額 58,320 円× 3 か月＝ 174,960 円 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。		

支払証明書あり

理由 契約により定期的に定額を支出するため。

契約更新のご案内

356-0035
埼玉県ふじみ野市丸山7-1
萩原コーポ 102
渡辺 大 様

★更新のお手続きは

7月28日

までにお願ひします

物件名	萩原コーポ	部屋番号	102
契約者名	渡辺大	契約満了日	2024/7/31
新契約期間	2024年8月1日 ~ 2026年7月31日 (2年間)		

【送付書類】

- ☒ 契約更新のご案内(本書) ☒ 更新お手続き方法変更のお知らせ ☐ その他()
☐ その他() ☐ その他()

【新賃料のお知らせ】

旧賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円



8月～新賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円

【契約更新時ご請求内容】

請求項目	請求金額	請求項目	請求金額
更新料	27,500 円	更新事務手数料	0 円
差額敷金	0 円	保証料	0 円
その他	0 円	その他	0 円
合計金額		27,500 円	

【更新費用支払い方法】

※更新費用は現金での受け取りはできません。お振込みをお願いします。

☒ 更新費用お振込先

☐ 2枚合算してお振込下さい

みずほ銀行 鶴瀬支店 普通 1922914	合計 31,250 円
カ) ワタナベジュウケン	

※引続ご契約される場合は、2024/07/28 までに必ず
お手続きをお願い致します。

★振込み名義はご契約者様名をお願いします。

★振込手数料はお客様負担となります。

ご不明点等はメールでお問合せ頂きますよう
お願い致します。

✉ koushincenter@w-juken.com

〒354-0021

埼玉県富士見市鶴馬2608-7 スパークスK6F

株式会社 渡辺住研更新センター

TEL:049-268-5580(1を選択) FAX:049-253-7436

営業時間 AM:10:00~PM4:00(定休日:水曜・日曜)



W0

住宅賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1			
	物件名称	萩原コーポ		3DK	102号室
	構造	本造	2階建	専有面積	48㎡
契約期間		2022年8月1日 ~ 2024年7月31日			
家賃		55,000 円	共益費	2,000 円	町会費 円
敷金		円		礼金	円
更新料		新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料 ※	仲介手数料 ※	円
保証料		円	シニアあんしん住宅 ※	円	安心サービス24 ※ 1,200 円

※ 別途消費税がかかります。

甲 (賃貸人)						
甲 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研					
乙 (賃借人)	契約時 住所					
	ふりがな	生年月日 1974年 6月25日				
	氏 名	渡 辺 大 090-4241-4311			TEL 携帯	
	メールアドレス					
勤務先概要						
入居者情報	別紙賃貸保証委託契約書又は入居申込書記載内容による					
緊急連絡先 (身元引受人)						
丙 連帯保証人	住				続柄	
	ふりがな	生年月日				
	氏 名	TEL				
	勤務先 TEL	住所				
丙 (保証会社)	会社名					
仲介人	株式会社 渡辺住研				営業担当	
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階					
	TEL 049-253-3636 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号					
株式会社 渡辺住研 鶴瀬店		TEL 049-255-1010				
埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK		宅建業務 取引先				
(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。						
締結日 2022年 7月26日						
1 乙が契約開始日から1年未満で本契約を解約する場合、乙はフリーレント期間分の賃料相当額を違約金として甲へ支払うものとする。この違約金は、別項目で短期解約違約金の定めがある場合には、それとは別に支払うものとする。						

※太枠にご記入下さい

貸貸人(甲)と貸借人(乙)は、左記欄の貸貸(以下「本貸貸」といいます。)の貸借借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読し承諾の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。

第1条(使用目的)

乙は本貸貸の居住者を別紙貸貸保証委託契約書記載者及び入居申込書記載者のみに限定し居住のみを目的として使用しなければなりません。

第2条(契約期間)

本契約の契約期間は左記欄記載の通りとし、甲および乙は協議の上、本契約を更新することができます。

第3条(賃料、共益費等)

- 賃料および共益費(以下「賃料等」とします)は、左記欄記載の通りとします。支払義務は左記欄の契約期間の開始日から発生します。
- 乙の賃料等の支払いは甲の指定する集金代行会社である丙の指定する口座振替によって行います。但し、銀行自動引落開始前、または乙が法人の場合には、甲が指定する口座へ振り込むものとします。
- 乙の賃料等の支払いは前家賃払制と定め、当月分の家賃支払は前月の26日を期日とし同期日までに甲が指定する銀行口座に入金するものとします。但し、乙が法人の場合には賃料等の支払期日は前月末日までとします。

賃料等の振込口座

- 乙が甲に対し賃料等の預金口座振替または銀行振込をする場合には、その手数料については乙の負担とします。
- 乙が甲に対し賃料等の銀行振込をする場合には、銀行収納印押印済振込票等をもって領収したものとし、甲は領収書を発行しないものとします。
- 1ヶ月に満たない月の賃料等はその月の日数によって日割計算とします。
- 第2項の賃料等の入金日は、入金があった日として甲の通帳に記載された日とします。

第4条(賃料等の改定)

甲は、契約期間中であっても、本契約の賃料等が、本貸貸にかかる公租公課、住宅の敷地に係る地代、住宅に係る維持管理費、諸物価の変動、近隣との比較等から、甲が本契約の賃料等が不相応となったものと判断したときは賃料等を改定することができるものとします。

第5条(諸経費の負担)

本貸貸内で乙が使用した電気・ガス・水道・電話等の諸料金、町会費、その他乙の生活から生じる一切の費用は乙の負担とし、本貸貸明渡し時にはそれらの金を精算してから退去しなければなりません。

第6条(遅延損害金)

乙が賃料等の支払、その他本契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、年14.6%(1万円当たり1日4円)の割合で日割計算した遅延損害金を支払わなければならない。

第7条(連帯保証人)

- 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める連帯保証人を付することを契約成立の条件とします。
- 連帯保証人(以下「丙」とします。)は契約時賃料の12ヶ月相当を限度として、本契約から生じる乙の一切の債務について乙と連帯して履行する義務を負います。
- 丙は、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務について、乙と連帯して履行する義務を負います。
- 丙は、本契約が終了し乙が本貸貸を明渡し甲に対する債務を完済するまで、乙と連帯してその履行義務を負います。
- 本契約に基づく乙の債務が条件変更により加重された場合、丙の負担も当然に加重されるものとします。
- 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
- 丙が死亡その他の理由で欠けた場合、および丙について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな連帯保証人を直ちに付さなければならないとします。
- 乙が前項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。
- 丙が、甲に対し、身分証明書を提供して、賃料その他の本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べません。

第8条(連帯保証人への契約解除権等の委任)

- 乙が次の各号のいずれかに該当した場合に限り、乙は本契約の解除権および本貸貸内の乙の所有あるいは保管にかかわる物品等の処分権を丙に授与するものとし、本契約をもって予め各処理手続きの一切を丙に委任するものとします。なおこの場合において丙は本貸貸内の残置物等の搬出および明渡し精算手続きを乙の代理人として履行するものとし、乙は丙が行った行為に対して一切の異議を申し立てないものとします。
 - 乙が賃料等の支払を2ヶ月以上滞りし、または度々遅延し、丙が乙に代わって2ヶ月分以上の賃料等の支払義務を負ったとき。
 - 乙が甲への届け出をせずに所在不明のまま30日以上経過したとき。
 - 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
- 乙は本契約が存続する限り、前項の委任を解約することはできません。

第9条(緊急連絡先兼身元引受人)

- 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める緊急連絡先兼身元引受人を付することを契約成立の条件とします。
- 緊急連絡先兼身元引受人は本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。

3. 緊急連絡先兼身元引受人は、合意更新・法定更新に係らず本契約が存続する限り、本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。

- 緊急連絡先兼身元引受人は、本契約が終了し乙が本貸貸を明渡しを完了するまで、前項の義務を負います。
- 緊急連絡先兼身元引受人の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
- 緊急連絡先兼身元引受人が死亡その他の理由で欠けた場合、または緊急連絡先兼身元引受人について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな緊急連絡先兼身元引受人を直ちに付さなければならないとします。
- 丙と緊急連絡先兼身元引受人は同一人であっても何ら問題ないものとします。但し、丙が保証会社である場合を除きます。
- 乙が8項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。

第10条(譲渡・転貸・民泊運営(利用)の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸貸の全部または一部につき、賃借権を譲渡すること、担保に提供すること、転貸すること、民泊運営(利用)すること、または本貸貸内に第三者(乙及び別紙保証委託契約書記載者以外の者をいう。)を同居させることはできません。

第11条(増改築・改造等の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸貸及び本貸貸の属する建物全体(以下「本件建物」とします)の増築、改築、移転、改造、模様替え、敷地内への工作物の設置を行ってはなりません。また甲の書面による承諾を得た場合でも明渡しの際には自費をもって原状に復するものとします。

第12条(善管注意義務)

乙は本貸貸及び本件建物に関し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

第13条(禁止・制限・遵守事項)

- 乙は、本貸貸の全部または一部について、賃借権の譲渡・転貸または使用貸借等をなして第三者に使用させてはなりません。
- 乙は、本貸貸の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1)銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造または保管。
 - (2)暴力団組織への加入、暴力団関係者を出入りさせること、宗教団体への強制勧誘活動、違法な販売活動。
 - (3)排水管に、排水管を傷食させ、または詰まらせる恐れのある物質を流すこと。
 - (4)大音量・高音を聴してのテレビ・ラジオ・ステレオの操作又は視聴、楽器の演奏・麻雀の遊戯等。
 - (5)猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育または一時的な持ち込み。
 - (6)騒音、悪臭の発生その他環境、公衆衛生を害する行為。
 - (7)鍵、錠の改変または追加等により、本貸貸の管理業務に支障を及ぼす行為。
 - (8)本貸貸を麻雀または賭博等の場所に提供する行為。
 - (9)本貸貸を麻薬、覚醒剤等違法薬物の製造・使用等の法令に違反する行為。
 - (10)前各号の他公序良俗に反する行為、本貸貸及び本件建物に損害を与える行為並びに法律に反する行為。

賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止致します

この度、賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止する事となりました。

初回契約書約款、または覚書に明記しております、自動更新の条項を基に更新契約書の取り交わしはございませんが、**更新時に発生する更新料、更新事務手数料、保証料等のお支払いは通常通り発生致します。**更新時にかかる費用は別紙「契約更新のご案内」をご参照くださいますようお願い致します。また、更新に関して以下の内容をご確認の上、該当のお客様はお手続きをお願い致します。

□ ご契約者様の情報変更について

住所、氏名（苗字変更）、電話番号、車種、ナンバー、勤務先等 の内容に変更がある場合は、渡辺住研HPの「ご契約者様情報変更」にて変更を受け付けております。尚、契約者様（名義）変更は再契約となりますので、更新センターまでご連絡をお願い致します。



こちらのQRコードからアクセスできます↑

□ 火災保険（家財保険）について（お部屋・テナントご契約者様対象）

■ 『全管協少額短期保険(株)』にご加入の方

満了日の2ヶ月程前に、満期更新のお知らせが保険会社より直接発送されます。
コンビニエンスストアにて保険料のお支払いをお願い致します。



■ 上記保険会社以外にご加入の方

保険内容のわかるものを携帯で写真を撮って頂き、メールに添付の上お送り下さい。→
（保険証券・保険契約継続のお知らせ等、更新後の期間のもの）



□ 保証会社について

ご契約内容によって保証会社より直接更新保証料の請求がございますので、お手続きをお願い致します。
※更新保証料については賃貸借契約書のご確認をお願い致します。

□ ご解約について

契約期間満了後のご解約は、1日過ぎた場合でも必ず更新手続きが必要となります。
解約をご希望の方は、こちらの解約受付フォームよりお手続きをお願い致します。→



※ご解約手続き期限は物件により異なります。契約時の重要事項説明書を必ずご確認ください。

政務活動費 領収書等貼付用紙

0704

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	22,500 円
項目	事務所費	充当額	18,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所駐車場 賃借料 4 月～6 月支払い分		
備考	① 2025 年 5 月 26 日、6 月 26 日 ②月額 7,500 円× 3 か月＝ 22,500 円 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。		

支払証明書あり

理由 契約により定期的に定額を支出するため。

契約更新のご案内

356-0035
埼玉県ふじみ野市丸山7-1
萩原コーポ 102
渡辺 大 様

★更新のお手続きは

7月28日

までにお願ひします

物件名	P萩原コーポ	部屋番号	
契約者名	渡辺大	契約満了日	2024/7/31
新契約期間	2024年8月1日 ~ 2026年7月31日 (2年間)		

【送付書類】

☒ 契約更新のご案内(本書) ☒ 更新お手続き方法変更のお知らせ ☐ その他()
☐ その他() ☐ その他()

【新賃料のお知らせ】

旧賃料	
家賃	円
共益費	円
駐車場賃料	7,500 円
安心サービス24	円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	7,500 円



8月～新賃料	
家賃	円
共益費	円
駐車場賃料	7,500 円
安心サービス24	円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	7,500 円

【契約更新時ご請求内容】

請求項目	請求金額	請求項目	請求金額
更新料	3,750 円	更新事務手数料	0 円
差額敷金	0 円	保証料	0 円
その他	0 円	その他	0 円
合計金額		3,750 円	

【更新費用支払い方法】

※更新費用は現金での受け取りはできません。お振込みをお願いします。

☒ 更新費用お振込先

☐

みずほ銀行 鶴瀬支店 普通 1922914	
カ) ワタナベジュウケン	

※引続ご契約される場合は、2024/07/28 までに必ず
お手続をお願い致します。

★振込み名義はご契約者様名でお願いします。
★振込手数料はお客様負担となります。

ご不明点等はメールでお問合せ頂きますよう
お願い致します。

✉ koushincenter@w-juken.com

〒354-0021
埼玉県富士見市鶴馬2608-7 スパークスK6F

株式会社 渡辺住研更新センター

TEL:049-268-5580(1を選択) FAX:049-253-7436

営業時間 AM:10:00~PM4:00(定休日:水曜・日曜)



駐車場賃貸借契約書

所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1		
駐車位置	P荻原コーポ		
契約期間	2022年8月1日 ~ 2024年7月31日		
賃料	7,500 円	消費税	0 円
カーライフサービス料	円	消費税	円
敷金	円	礼金	円
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料	
振込口座			

車種		色	
登録No.			
車種		色	
登録No.			

甲 (賃貸人)			
丙 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	住所 〒		
	フリガナ	生年月日	1974年 6月 25日
	氏 名	渡 辺 大	TEL 携帯
	メールアドレス	090-4241-4311	
	勤務先		住所
TEL			

保証会社	会社名		
------	-----	--	--

仲介人	株式会社 渡辺住研		営業担当
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階		
	TEL 049-255-1010 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号		
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 TEL 049-255-1010	宅地建物 取引士	
埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK			

(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。		締結日	2022年 7月 26日
--	--	-----	--------------

太枠をご記入下さい。

駐車場使用約款

第1条 乙は期日迄に賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。

第2条 賃料は月額単位とし、日割り計算には行わないものとする。但し、入退時はこの限りではない。
駐車料金は、毎月26日迄に翌月分を下記の要項で丙の指定する方法により支払うものとする。

- 乙の銀行口座より自動振替(SMBCファイナンスサービス 株式会社)
通帳と印鑑を持参の上、自動振り替えの手続きをする。
振替日は毎月26日とする。尚、乙の預金残高が不足のため自動振替ができない場合は、即日乙が契約書記載の指定銀行口座に振り込むものとする。
但し、あんしん保証(株)利用の方は上記の限りではありません。
- 銀行振込(乙が法人契約等、特殊事情により1の自動振替が困難な場合に限り、指定銀行口座に振り込む。)
(賃料等の振込み手数料は乙の負担とし、銀行収納印押印済振込票をもって領収したものとし、丙は領収書を発行しないものとする)
乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。

第3条 乙は本駐車場に本契約車輛以外の駐車することは出来ない。

第4条 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積荷等の盗難、火災、事故等については、甲・丙及び管理者は一切その責任を負わないものとする。又違法・無断駐車については乙にて処理するものとする。

第5条 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。この場合、丙から乙に通知することによって変更の効力を生ずるものとする。丙より乙へ更新契約書交付にも拘わらず未更新の場合新賃料の通知をしたものとし、新賃料で引降しすることを乙は承諾するものとする。

第6条 乙がその月の内(駐車料金を支払った期間)駐車しない日がありたる場合も納入した駐車料金は甲は返却しない。

第7条 本契約に伴う乙の権利はほかに譲渡することはできない。

第8条 乙またはその関係者(同乗者を含む以下車に乙という)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくはほかに駐車中の自動車に損害を与えたとき、乙は直ちにその損害を丙若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第9条 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。

- 引火性物品その他の危険物等を持ち込まないこと。
- 火気の取扱等をしてないこと。
- 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等、駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
- 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
- 甲・丙及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに所轄警察署、丙又は管理者に届け出ること。
- その他丙又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。

第10条 乙が1ヶ月以上駐車料金を滞納した場合は、丙は本契約を解除するものとする。

第11条 乙が本契約に違反したときは、丙は本契約を解除するものとする。
この場合既に納入した駐車料金は返却しない。

第12条 本契約を解約しようとするときは、乙は解約日の1ヶ月前に丙に予告するものとする。但し、乙が1ヶ月前までに予告しなかった場合は解約予告日より起算して駐車料金の1ヶ月分相当額を損害金として丙に支払うものとする。又、甲・丙より駐車場の明渡し申し出を受けた場合、乙は理由の如何を問わず、甲の申し出により、1ヶ月以内に契約を解約し、甲に明け渡さなければならないものとする。
この場合甲、乙共に異議申立てしない。
なお解約にあたり返還金がある場合、銀行振込手数料は乙の負担とする。

第13条 特約事項

- 車庫証明を必要とするとき、立会人に対し車庫証明発行手数料として、3,500円(税別)を支払うものとする。(但し、初期契約の場合は、賃料3ヶ月前納を条件とし、貸主に対する証明料を要する場合は、別途支払うものとする。)
- 本契約の契約期間は、本契約書表示の契約期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からでも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がなされない場合には、更に自動的に同一期間・同一条件で更新され以後も同様とする。
- 前項の自動更新がなされた場合には、乙は契約更新時まで、甲が指定する更新契約書を甲に対し提出する。
- 本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は、甲に対し、更新料及び更新事務手数料を、管理会社(附随辺研)に対して支払うものとする。但し別途特約がある場合は、この限りではないものとする。
- 前項の更新料及び、更新事務手数料は、契約が更新される度に生じる。
- 賃料等及び更新料、違約金その他の債務を乙が滞納した場合において、乙が債務の一部を弁済した時は、先ず、更新料、違約金その他一時金に充当し、それに達する時は賃料等に充当するものとする。
- 敷金は無利息とし、乙が丙に本駐車場を明け渡したのち30日以内に返還するものとする。但し、未払いの賃料のある場合は、敷金を賃料として充当するものとする。
- 駐車場位置移動、契約者(家族間)変更等の手続きは受付しない。解約を行った上で新たに契約を結び、契約時の契約金は新契約者が支払うものとする。
- 雷撃きは、契約者乙の責任において行うものとする。
- 車の故障等、近隣に迷惑となる騒音のクレームがある場合は、本契約を解除するものとする。
- 上記各項の他、表記の特約事項に定める事項を順守するものとする。
- 税法の改正により消費税等の税額が変動した場合には、当該改正税法施行日より降における左記消費税等相当額は変動後の税額により計算した額とする。

受付時間 9:45～17:45定休日水曜日(GW・夏期・年末年始休眼中のご解約連絡は翌営業日に受け付けいたしますので予めご了承ください。)

カスタマーセンター:048-680-6635 (24時間受付)

賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止致します

この度、賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止する事となりました。

初回契約書約款、または覚書に明記しております、自動更新の条項を基に更新契約書の取り交わしはございませんが、**更新時に発生する更新料、更新事務手数料、保証料等のお支払いは通常通り発生致します。**更新時にかかる費用は別紙「契約更新のご案内」をご参照くださいますようお願い致します。また、更新に関して以下の内容をご確認の上、該当のお客様はお手続きをお願い致します。

□ ご契約者様の情報変更について

住所、氏名（苗字変更）、電話番号、車種、ナンバー、勤務先等 の内容に変更がある場合は、渡辺住研HPの「ご契約者様情報変更」にて変更を受け付けております。尚、契約者様（名義）変更は再契約となりますので、更新センターまでご連絡をお願い致します。

こちらのQRコードからアクセスできます↑



□ 火災保険（家財保険）について（お部屋・テナントご契約者様対象）

■ 『全管協少額短期保険(株)』にご加入の方

満了日の2ヶ月程前に、満期更新のお知らせが保険会社より直接発送されます。
コンビニエンスストアにて保険料のお支払いをお願い致します。



■ 上記保険会社以外にご加入の方

保険内容のわかるものを携帯で写真を撮って頂き、メールに添付の上お送り下さい。→
（保険証券・保険契約継続のお知らせ等、更新後の期間のもの）



□ 保証会社について

ご契約内容によって保証会社より直接更新保証料の請求がございますので、お手続きをお願い致します。
※更新保証料については賃貸借契約書のご確認をお願い致します。

□ ご解約について

契約期間満了後のご解約は、1日過ぎた場合でも必ず更新手続きが必要となります。
解約をご希望の方は、こちらの解約受付フォームよりお手続きをお願い致します。→



※ご解約手続き期限は物件により異なります。契約時の重要事項説明書を必ずご確認ください。

政務活動費 領収書等貼付用紙

0705

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	23,100 円
項目	事務所費	充当額	18,480 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場賃借料 4 月～6 月支払い分		
備考	① 2025 年 5 月 23 日、6 月 25 日 ②月額 7,700 円× 3 か月＝ 23,100 円 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。		

支払証明書あり

理由 契約により定期的に定額を支出するため。

駐車場使用契約書

<物件の表示>	
所在地	埼玉県ふじみ野市丸山 475
名称	丸山第2駐車場 第 号
<メーカー車名>	トヨタ 17
<ナンバー>	
<賃料>	7,700 円
<保証金>	7,560 円

貸主 (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和6年7月1日より令和7年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和6年6月30日

貸主(甲)	住所	
	氏名	
借主(乙)	住所	
	氏名	渡辺 大
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西3-8-32-107
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠貫 夕子
取引士	登録番号	
	氏名	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0706

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	160,100 円
項目	事務所費	充当額	128,080 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃代（5 月分）・駐車場代（5 月分）		
備考	事務所家賃（5 月分） $155,100 \times 0.8 = 124,080$ 駐車場（5 月分） $5,000 \times 0.8 = 4,000$ 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0706

(2/2)

飯能信用金庫 [redacted] 支店 名義人 内沼博史

[redacted]				
0706	7- 4-25	送金	155,100	マイスター(カ
[redacted]				
0706	7- 4-25	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カツク*チ
[redacted]				

家賃内訳(メイクベター株式会社)	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代(平沼株式会社)
駐車場代5,000 × 4台=20,000 内1台分=5,000

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所 在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構 造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から
2027年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座
普通口座
名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡しに際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡しした後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6 年 5 月 31 日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター㈱

氏名 代表取締役 谷脇 道

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名 内 沼 博 史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第 号 氏名

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃借人(甲)と貸借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番 号	90	駐車料金	月額20,000円
所在地	埼玉県蕨市双柳373-10				
契約期間	令和5年7月1日から令和7年6月30日の2年間とする。				
振込先		口 座			
		名 義			
メーカー、名称		色		登録番号	

- 第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第 2 条 本物件を駐車場のみで使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第 3 条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第 4 条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転賃をしてはならない。
- 第 5 条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第 6 条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第 7 条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地震による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第 8 条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならない。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第 9 条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告賠償金として甲に支払う。
- 第 10 条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前以上に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第 11 条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算さ

- 第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・著作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せず即時契約の解除ができる。
- 第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和5年5月23日

賃主(甲) 住 所
氏 名
所在地 埼玉県蕨市仲町2-
(甲)代理人 商 号 全平沼株式会社
電 話 042(972)780

借主(乙) 住 所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏 名 内沼 博史
電話番号
ご自宅 042(972)6482
お勤め先 ()
(社名)

- 重要事項再確認
- ☐ 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - ☐ 振込料は乙の負担。
 - ☐ 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - ☐ 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - ☐ 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0707

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	13,860 円
項目	事務所費	充当額	12,474 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	来客等駐車場賃借料（2 台分）4 月分		
備考	6600 円×2 台＋660 円（手数料）		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

店番 XXXXXXXXXX

口座番号 XXXXXXXXXX

埼玉りそな銀行

渡辺 聡一郎 政務活動事務所 様

普通預金通帳

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
07-04-25 送金	*13,860		← 馬場料金(2台分) 4月分

お支払いは小切手等と入金の場合は、当支店にお持ち込みください。お支払可能時間は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

※本通帳の下記項目における金額・残高の単位について

(項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高

外貨普通預金の場合、通貨見直し時に記された通貨単位となります。

その他の預金の場合は、円単位となります。

新白岡駅東口 [REDACTED] パーキング契約書

賃貸人	[REDACTED]	(以下甲という)
賃借人	渡辺 隆一郎	(以下乙という)
所在地	白岡市新白岡4丁目7番 [REDACTED]	
名称	[REDACTED]・パーキング	番号 [REDACTED]
賃料	月額金 6,600円	
車種・車番	ポルシェ [REDACTED]	他/台
賃料振込先	口座名義 [REDACTED]	(振込手数料は乙の負担とする)

上記駐車場を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は、2023年7月1日より2025年6月30日 迄向こう2年間

但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条 (賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払うものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条 (承諾・通知義務)

- 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
- 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲に通知するものとする。

第4条 (禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

- 契約車両以外の車を駐車すること。
- 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
- 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
- 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
- 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為(アイドリング等)をすること。
- 違法車両(改造車)の駐車。
- その他各条項に違反する行為。

第5条 (免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

新白岡駅東口

パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。

尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年7月1日

賃貸人(甲) 住所

氏名

電話

FAX

賃借人(乙) 住所

氏名 渡辺 聡一郎

電話

携帯

1. 送金日には送金額と所定の手数料を合算して指定口座から引落しのうえ送金します。
2. 送金日の午後3時以後に引落口座へ入金する資金については、同日付の送金処理が行なわれない場合があります。
3. 本控えは、消費税の仕入税控除を受けるための書類となりますので大切に保管してください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0708

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	172,000 円
項目	事務所費	充当額	137,600 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所賃借料		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 36302	お取引日 07-04-25	時刻 14:26
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥172,000	手数料 ¥0
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		IC認証 (硬 貨) 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
サイタマリソナ
ワラビ
普通 0005992
1. アカイワフトウサン様
登録番号 0001

ホヤクケツセイムカットムウムヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 250006

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ゴールドハイツ蔵 1階102号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 蔵市中央3丁目17番23号 (登記簿) 蔵市中央3丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
	面 積	50.15㎡		
附 属 施 設		なし		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

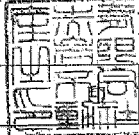
頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8 年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附 属 施設料	なし	礼金	150,000円)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込		
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
 - 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
 - 3 飲食店不可 4. 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。
- 本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。



令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産		TEL	048-431-2325
	住所	蕨市中央1-25-6			
乙・借主	氏名	保谷武		TE	
	住所				
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL	
	住所				
	極度額				

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常雄	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社赤岩不動産	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地	蕨市中央1-25-6 TEL 048-431-2325	事務所所在地	

※図は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0709

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	2,970 円
項目	事務所費	充当額	2,376 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	令和 7 年 4 月 25 日他 4 月分～6 月分		
備考			

別記様式第1号(第6関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

0709

(2/2)

納品・領収書
 No. 0001039004 T8030001000421 **ダスキン マルシン**
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目9-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076
 納品日 7年 4月25日 次回は 5月23日 金曜日
 担当 [REDACTED]

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 残	今 回 納
PM-DR フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***		90	

印 紙 5万円以上貼付
 領 収 額 990 ← 前回は未収額

納品・領収書
 No. 0001042014 T8030001000421 **ダスキン マルシン**
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目9-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076
 納品日 7年 6月23日 次回は 月 日 曜日
 担当 [REDACTED]

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 残	今 回 納
PM-DR フロアーモップF KGSIN 家庭用マット(7'x9')	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***		90	

印 紙 5万円以上貼付
 領 収 額 990 ← 前回は未収額

納品・領収書
 No. 0001046284 T8030001000421 **ダスキン マルシン**
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目9-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076
 納品日 7年 6月20日 次回は 月 日 曜日
 担当 [REDACTED]

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 残	今 回 納
PM-DR フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***		90	

印 紙 5万円以上貼付
 領 収 額 990 ← 前回は未収額

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0710

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 25 日	支出額	140,000 円
項目	事務所費	充当額	112,000 円
細目	事務所費	按分率	4/5
摘要	4 月分事務所家賃		
備考			

支払証明書あり

理由 引き落としのため

貸店舗賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と 借主 立石 泰 広
(以下乙という) と 連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) とは、下記条項に
基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を
（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積933.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡（15.27坪）

第2条 【使用目的】

賃貸人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使
用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年 4月 1日から令和8年 3月31日迄の満3ヶ
年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人
は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、
賃借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約すること
ができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金
-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若し
くはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場
合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、
その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、
近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料
が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改
定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責を負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかったときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先 
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 8月 2 日

(甲) 賃貸人

住 所

氏 名

(乙) 賃借人

住 所

氏 名

立石 泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住 所

氏 名

TEL

仲介業者

埼玉県知事(13)第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7311

宅地建物取引士

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0765

(1/3)

日付	令和 7 年 4 月 27 日	支出額	60,440 円
項目	事務所費	充当額	54,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所 賃借料 4 月分		
備考			

ご利用明細票																							
いつも足利銀行をご利用いただき まことにありがとうございます。																							
お取引日	お取引店番	種別																					
07-04-27	0411	001																					
お引出し																							
カード番号	カード有効期限	有効期限																					
■■■■■■■■■■	■■■■	0014																					
お取引金額	カード発行銀行	お取引場所																					
¥60,000	0129	■■■■■■■■■■																					
時間	お取引時刻	時刻コード	カード入金回数/番号																				
	09:57																						
ご利用手数料		¥440																					
お受取人足利銀行																							
■■■■■■■■■■																							
■■■■■■■■■■様																							
ご依頼人																							
イヅミカ トシヒロ様																							
0495212542																							
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10														
印紙税等負担 付につき平部宛 専任店員様 ☒ 足利銀行 *このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。																							

